○埼玉県警察職場教養規程

昭和 31 年６月 30 日

警察本部訓令第５号

警　察　本　部　長

埼玉県警察一般教養規程を次のように定める。

埼玉県警察職場教養規程

題名改正〔平成６年第 10 号〕

（趣旨）

第１条　この訓令は、警察教養規則（平成 12 年国家公安委員会規則第３号）、警察教養細則（平成 13 年警察庁訓令第４号）及び埼玉県警察教養規則（平成 13 年埼玉県公安委員会規則第 13 号）に定めるもののほか、埼玉県警察職員（以下「職員」という。）の職場教養の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和 55 年第 21 号〕、一部改正〔平成６年第 10 号、13 年第 26 号〕

（所属長の責務）

第２条　所属長は、所属の職員に対し、職員の階級及び職に応じた職務を遂行する能力を向上させるため、職場教養を計画的かつ積極的に実施しなければならない。

一部改正〔昭和 37 年第１号〕、全部改正〔昭和 55 年第 21 号〕、一部改正〔平成６年第 10 号、15 年第 16 号〕

（教養課長の責務）

第３条　警務部教養課長（以下「教養課長」という。）は、職場教養の企画及び実施について総合的な調整を図り、その推進に努めなければならない。

追加〔平成６年第 10 号〕、一部改正〔平成 15 年第 16 号〕

（教養責任者）

第４条　所属に、教養責任者を置く。

２　教養責任者は、所属の次席をもつて充てる。

３　教養責任者は、所属長の指示を受け、当該所属における職場教養を効果的に推進するとともに、職場教養の実施について必要な調整を行うものとする。

全部改正〔昭和 55 年第 21 号、平成６年第 10 号〕

（教養計画）

第５条　警察本部の所属長は、所管事務に関する翌年度の職場教養の実施予定事項、実施方法等を別に指示する期日までに教養課長に通知しなければならない。

２　教養課長は、前項の通知をしんしゃくして翌年度の埼玉県警察教養計画（以下「教養計画」という。）を立案し、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

一部改正〔昭和 40 年第９号〕、全部改正〔昭和 53 年第８号〕、一部改正〔昭和 55 年第 21 号、平成６年第 10 号、12 年第 16 号、27 年第 31 号〕

（職場教養の方法）

第６条　職場教養は、日常の業務を通じて、職場における部下に対する個人指導、教養資料の配付、少集団活動、実務研修、体育、術科訓練、講習、巡回教養その他必要に応じ、適切な方法により行うものとする。

追加〔平成６年第 10 号、13 年第 26 号〕

（効果の測定）

第７条　所属長は、随時、当該所属に勤務する職員に対し、自発的な研修意欲を促すとともに、教養の実態を把握し、職員の教養水準の向上に努めるため、考査等の方法により、教養の効果を測定することができる。この場合において、被測定者の過重な負担とならないよう、簡単適切な方法によつて行うこと。

追加〔平成６年第 10 号〕、一部改正〔平成 13 年第 26 号、27 年第 31 号〕

附　則

この訓令は、昭和 31 年７月１日から施行する。

附　則（昭和 35 年５月 26 日警察本部訓令第７号抄）

１　この訓令は、昭和 35 年６月１日から施行する。〔以下省略〕

附　則（昭和 35 年８月 25 日警察本部訓令第 15 号）

この訓令は、昭和 35 年９月１日から施行する。

附　則（昭和 36 年３月 28 日警察本部訓令第５号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 36 年３月 24 日から適用する。

附　則（昭和 37 年１月 26 日警察本部訓令第１号）

この訓令は、昭和 37 年１月 26 日から施行し、昭和 36 年 11 月 17 日から適用する。

附　則（昭和 40 年３月 24 日警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和40年３月24日から施行する。

附　則（昭和40年６月８日警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和40年６月１日から施行する。

附　則（昭和42年12月１日警察本部訓令第27号）

この訓令は、昭和42年12月１日から施行する。

附　則（昭和44年３月８日警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和44年３月８日から施行する。

附　則（昭和44年11月６日警察本部訓令第30号）

この訓令は、昭和44年12月１日から施行する。

附　則（昭和46年11月10日警察本部訓令第24号）

この訓令は、昭和46年12月１日から施行する。

附　則（昭和49年３月28日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則（昭和50年３月１日警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和50年３月１日から施行する。

附　則（昭和51年３月30日警察本部訓令第７号）

１　この訓令は、昭和51年４月１日から施行する。

２　この訓令施行の際、他の埼玉県警察本部訓令中「防犯警ら部」とあるうち、防犯少年課、保安課及び生活課に係るものについては「防犯部」、外勤課、通信指令課及び自動車警ら隊に係るものについては「警ら部」と読み替えるものとする。

附　則（昭和51年９月28日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和51年10月１日から施行する。

附　則（昭和53年４月１日警察本部訓令第８号）

この訓令は、昭和53年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年３月29日警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年７月17日警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和55年８月１日から施行する。

附　則（昭和59年３月28日警察本部訓令第６号）

1　この訓令は、昭和59年４月１日から施行する。

2　この訓令施行の際、昭和57年10月１日から昭和58年10月１日までに採用した巡査については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和63年12月７日警察本部訓令第23号）

この訓令は、昭和64年１月１日から施行する。

附　則（平成４年３月23日警察本部訓令第13号）

1　この訓令は、平成４年４月１日から施行する。

2　この訓令施行の際、既に採用した巡査については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成５年８月31日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成５年９月１日から施行する。

附　則（平成６年３月18日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成８年９月12日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成８年９月12日から施行する。

附　則（平成12年３月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年９月14日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成13年10月１日から施行する。

附　則（平成15年３月31日警察本部訓令第16号）

1　この訓令は、平成15年４月１日から施行する。〔後略〕

附　則（平成27年７月６日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成27年７月６日から施行する。